

毎週火、金曜日発行(但休日に当りきは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◇監査公告 西伯東部農業改良普及所等の定期監査の結果公表
岩美蚕業指導所等の定期監査の結果公表

監 査 公 告

鳥取県監査公告第十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十九条の規定に基づき、昭和三十五年度にかかる左記機関の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和三十六年五月二十四日

鳥取県監査委員 松 本 利 治
同 萩 原 治 郎

同 堀 井 上 善 一
同 堀 江 実 蔵
監 査 個 所 執 行 年 月 日

西伯東部農業改良普及所	昭和三十六年一月九日
東伯西部農業改良普及所	十一日
東伯中部農業改良普及所	十二日
気高農業改良普及所	十三日
八頭西部農業改良普及所	十八日
米子農業改良普及所	二十二日
日野北部農業改良普及所	二十五日
米子西高等学校	二月 八日
米子東高等学校	同
八頭高等学校	同
倉吉東高等学校	同
鳥取商業高等学校	三月 六日
科学博物館	同
教育研究所	同
物産館	同

監査箇所

西伯東部農業改良普及所 昭和三十六年一月九日

松本委員

東伯西部農業改良普及所

同

十一日

松本委員

東伯中部農業改良普及所

同

十二日

松本委員

気高農業改良普及所

同

十三日

松本委員

八頭西部農業改良普及所

同

十八日

松本委員

米子農業改良普及所

同

二十二日

松本委員

日野北部農業改良普及所

同

二十五日

松本委員

荻原委員

県下二一地区に設置されている農業改良普及所(一地区支所)のうち、今回の監査は標記七ヶ所を対象に所管業務全般にわたり実施した。

その結果普及事業は発足以来既に、十数ヶ年経過し農業技術水準の向上とともに関係機関及び諸団体の認識協力等によつて順調に発展し、本県農業の生産向上と農家経営の改善に着着その成果を挙げていたことは同慶のいなりである。

しかしながら普及事業は他の指導機関の業務と異り種々の活動面に困難性があり、ことに農業諸施策との有機的結合と最近での農業の体質改善、協同組織化、農業法人化等等農政の曲り角というべき情勢の中で、今後の普及事業には大きな課題が残されているが、後述するよう現状の組織体制では到底これに対処することは困難と認められるので、県はこの際現地機関の活動体制に抜本的検討を加え普及活動を現状より一層効果的に伸張せしめるよう適切な措置を要望する。

なお、細部事項は概ね次のとおりである。

一 普及組織体制について

1 本県農業改良普及員等の本年度国庫定数は農業改良普及員一三〇名、生活改良普及員二九名(現在一名欠員中)この定数のうち第一線に配置されている農業改良普及員は一二五名、生活改良普及員は二六名で残りは本庁勤務職員である。現地機関に配置されたこれら農業改良普及員は、旧町村担当制(生活改良普及員は全域)により普及活動に当り事務所には週一日の集会日を設けているが、各所とも調査、照復等内務事務に追われ、地区協議会よりの事務補助者の援助を受けていない所にあつては、現地活動に大きくしわ寄せとなつているので、努めて本庁関係課からの調査照復事務は規制し現行の報告文書その他内部事務の整理を断行するとともに、現地活動体制を整える配慮が必要である。

2 また、現在本庁勤務職員の定数は努めて第一線機関に配当し、普及体制の充実強化と効率的運営を期せしめるべきと考えられるので充分検討考慮された

計	〃南	〃西	〃中	米子	境港	日野北	〃南
一、四七七	一、五五五	一、五五五	一、六〇〇	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三
一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三
一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三
一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三
一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三
一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三
一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三
一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三
一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三
一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三

6 普及所に事務補助者一名宛の設置については、前回も指摘し要望したが、本年度から国の措置によつて一普及所当り一四、〇〇〇円程度の賃金が考慮されている。しかしこれでは年間通じての雇用が出来ないので、さらに国に対し増額措置を要請すべきである。

二 普及活動について

1 過去六ヶ年間に於ける普及員一人当りの年間勤務時間数(農業改良課資料)は次表一のとおりで、何れも逐年減少をたどっている。

また、これを日数計算でみると次表二のとおり計画活動のでき得る日数は極めて少い反面、普及活動の範囲は農林水産振興施策による諸制度の運用指導その他諸事業に対する助言、指導にも拡大し勢い現地での勤務時間の延伸は常道化してきているので、過去の実績について充分反省考慮し、計画活動の効率化を期する工夫が望まれる。

表一

年次	総時間		普及所内勤務		現地活動		管外その他	
	時間	%	時間	%	時間	%	時間	%
二九	二、四八三	一〇〇	五七〇	二三・〇	一、六七六	六七・五	二二七	九・五
三〇	二、四五二	一〇〇	五七九	二三・六	一、六四二	六七・〇	二三一	九・四
三一	二、四三〇	一〇〇	六〇一	二四・七	一、五七六	六四・九	二五三	一〇・四
三二	二、三七八	一〇〇	五八四	二四・六	一、四九五	六二・九	二九九	一二・五
三三	二、三六六	一〇〇	四五四	一九・二	一、五七二	六六・四	三四〇	一四・四
三四	二、三二六	一〇〇	四五七	一九・一	一、五四三	六六・四	三二四	一三・九
平均	二、四〇六	一〇〇	五四一	二二・五	一、五八四	六五・九	二八一	一一・六

表二

区	分		一ヶ月当り	
	時間	数	時間	数
平均	二、四〇六	二六、四日	二、四〇六	二六、四日
1 普及所内勤務	五四一	六、八日	五四一	六、八日
2 直接農民に接する現地活動	八四四	九、一日	八四四	九、一日
3 会議打合、審査、調査活動	三九五	四、一日	三九五	四、一日
4 研修、連絡、出張その他	二八〇	二、九日	二八〇	二、九日

5 指導準備その他

三四五

三、五日

2 前表のように現地活動の実態は活動総時間(一、五八四時間)の七割近くが担当地域内での活動となつているが、このうちには駐在地区農協等での資料作成、会議打合、調査、審査等に要した屋内時間も含まれているので、実際の現地活動の割合は五三%程度に止つている。

最近の現地活動は従来の個別指導から逐次脱皮し集団指導に移行しているが、さらに集団化の育成と指導内容の充実強化に特に配意するとともに、屋内活動の諸会議、打合その他等は努めて関係機関並びに組団体等との有機的連け、い、を図つて、規制し活動計画の阻害要因とならないよう留意が必要である。

3 普及員は現地活動に重点を置き、本庁主務課との業務調整その他連絡、打合等に時間を割くことは最少限度に止めるよう配意すべきであるが、中には事務用消耗品の現物受領にまで上県させることが改善

の余地がある。

また、専門技術員の普及員指導についても専門技術員の現地への計画訪問指導の円滑化に留意し、この面での調整用務の緩和を図ることが望まれる。

4 各普及所とも下部組織を通じ中広い組織活動が活発化してきたことは喜ばしいが、さらに組織網の拡大、伸張と組織間の横の連け、並びに各種系統機関及び団体との有機的結合にはとくに配意が望ましい。

5 生活普及員は管内全域を担当し、その活動も自ら濃密指導に置かれているが、保健所及び高等学校等県出先機関の協力を得て施設利用に意を用うることにつき工夫されたい。

なお、東部地区の「緑の家」と同西部分室は生活改善普及の用に供し得るよう時代のすう勢に即する内容設備の充実が望まれる。

三 その他

1 既述したように普及所内務事務の簡素合理化、ことに、書類様式の改善、その他制度金融貸付事務手続等は本庁関係課で検討し努めて簡素化を図る要がある。

2 市町村営農指導員のうちには兼務職員が多いのと、未設置町村が可成りあるので、県は市町村営農指導員の充実強化の要請と未設置町村に対しては設置促進を図り、県及び市町村の一体的指導網を強化することが今後の大きな課題である。

また、県は農業中央会に対し本年度事業活動促進費補助金(県費九〇〇、〇〇〇円)のうち営農指導費として一五〇、〇〇〇円措置されているが、これらは補助条件を明確化し現地普及活動体制の確立に努力せしむべきである。

3 従来普及員の活動実績は実働時間によつて記録され、毎月勤務月報として本課に報告されていたが、本年度から予め割当配当された時間の枠内で時間外

勤務時間が報告せられ実態とは可成り異つている。

しかも実際活動の記録が残されていないので、過去の実績との比較検討は不可能であつたので、勤務実績は厳正に記録するよう考究善処が必要である。

4 現在普及所に貸与している備品のうちに既述緑の自転車のほか普及器材等既に老朽化し使用に堪えないものが可成り見受けられたので早期整備更新が必要である。

県立高等学校

米子西高等学校 昭和三十六年二月八日監査

監査委員 松本利治

同 萩原治郎

米子東高等学校 昭和三十六年二月八日監査

監査委員 松本利治

同 萩原治郎

八頭高等学校 昭和三十六年二月十七日監査

監査委員 松本利治

同 萩原治郎
 倉吉東高等学校 昭和三十六年二月二十四日監査
 監査委員 萩原治郎
 鳥取商業高等学校 昭和三十六年三月六日監査
 監査委員 松本利治
 同 萩原治郎
 一 各校の校舎その他施設設備の整備状況並びに今後要

整備事項は左表のとおりで、県の配意と地元熱意によつて年々整備充実を見つつあるが、なお各校とも懸案事項が少くないので、緊急度をかん案して計画的な整備推進につき当局の配意を望む。
 なお、米子東校の体育館は監査当時基礎工事中であり、また、倉吉東高の機械工場は未着工の状態であつたがともに工事促進に努力すべきである。

学校名	施設設備名	坪数	数量	金額	負担区分		今後整備充実を要する施設設備	備考
					県費	P.T.A.等		
米西高	一 校庭排水溝改修			五九、八五〇			一 本館、理科室、体育館の改築	本館改築の地元負担金を積立中
	二 バレーコート改修			五五、〇〇〇				
	三 ピアノ		二台	三〇、〇〇〇				
米東高	一 講堂兼屋内体操場		三六〇	五、七五〇、〇〇〇	九、八五〇、〇〇〇	五、九七二、〇〇〇	一 音楽、図画、書道、タイプ、商業実践室の新設	
	二 校舎屋根修理		一八六	五、六四〇	五、六四〇			
	三 校舎補修			一七、七九〇	四、七九〇	九六、〇〇〇		

鳥商高	倉東高	八頭高	整備状況		今後整備充実を要する施設設備	備考
			数量	金額		
一 講堂兼体育館舎更衣給湯室 二 体育館設備 三 ステージ緞帳	九 排水溝 八 第四校舎北側盛土 七 旋盤の更新 六 体育周囲の舗装 五 自転車置場の増築 四 生徒会部室建築 三 記念館移築 二 書庫新設 一 機械工場新築	一 便所新築 二 第三寄宿舎移築 三 物置その他移築	一〇	八、五五〇、〇〇〇	一 本館、理科室、体育館の改築 二 西便所の改築 三 第三校舎(旧本館)の改築 四 西便所の改築	更衣、給湯室 四八、二七円
			二〇	六、五二〇、〇〇〇		
			二〇	四、七五〇、〇〇〇		
一式	二七、八二〇	三三、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	三、二〇〇、〇〇〇	一 体育館の新築 二 鉄筋校舎への渡廊下の模様替	
一式	四七、〇〇〇	二五、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	四六、〇〇〇	一 図画室、音楽室、書道室、社会科学教室、視聴覚教室の整備 二 第二機械工場の整備 三 第三校舎(旧本館)の改築 四 西便所の改築	
一式	二七、八二〇	二五、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	三、二〇〇、〇〇〇	一 図画室、音楽室、書道室、社会科学教室、視聴覚教室の整備 二 第二機械工場の整備 三 第三校舎(旧本館)の改築 四 西便所の改築	
一式	二七、八二〇	二五、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	三、二〇〇、〇〇〇	一 図画室、音楽室、書道室、社会科学教室、視聴覚教室の整備 二 第二機械工場の整備 三 第三校舎(旧本館)の改築 四 西便所の改築	

(米子西高)

二 校地のうち国有土地二四〇坪及び個人有土地二六四、三坪(借地料年額一八、八四六円でP.T.Aが負担している)あるが、これが逐次県有化につき当局の配意を望む。

三 校地内に相当数の立木(松)があるが、材積等現況を調査し県有のものについては財産台帳に登記すべきである。

(米子東高)

四 理科設備は旧式のものが多く実験に支障を生じている。毎年相当額のP.T.A経費で充実を図っているが理振法の適用についても当局は考慮の要がある。

五 校地のうちに国有土地三六三坪(借地料年額六五一円)で、県費で負担している。)あり、従来バレーコートにしていたが昨年五月国の指示で畑地に転換していた。運動場として利用できるよう県有移管につき国に折衝すべきである。
(八頭高)

六 校舎敷地、運動場等の大部分は大蔵省から無償譲渡を受けたもの、並びに八頭郡町村会及び同窓会から寄附を受けたものであるが、現在未登記のままである。町村会及び同窓会寄附にかかるものは個人名義のものが多く登記に困難の面がうかがわれるが、これが促進につき努力されたい。

七 旧体育館の面もあり校舎窓ガラス及び鉄筋校舎備付の生徒用ロッカーの扉等相当破損していた。校舎の保全管理につき一層配意の要がある。

八 校地南側斜面に立木(松)が相当数あるが材積等現況を調査し県有のものについては財産台帳に登録すべきである。
(倉吉東高)

九 第四校舎家庭科教室裏側市道との境界を明確にするべきである。
(鳥取商高)

一〇 分離独立して日浅く、施設設備も他校に比し不足のものが多く他面学校規模等からして地元負担も限度

に達していると思われる。産振法、理振法並びに図振法の優先的適用につき考慮の上これが整備を図る要がある。

一一 校地が砂丘地帯のため季節風の被害を受けているが、これが防止策として土入れ、防風林の造成と国道側傾斜面の砂崩防止対策につき早急に善処の要がある。

一二 経理出納その他事務処理について次の点注意されたい。

1 物品購入及び修繕等において慎重を期するものがあつた。
(米子西)

2 生徒の再入学にあつて入学選抜手数料の徴収されていぬものがあつた。
(米子東)

3 入学志願書は受付整理すること。なお、収入証紙の整理が遅れているものがあつた。

4 通信教育受講料は早期に引継ぐこと。
(米子東)

5 歳入調定元帳総括表を作成のこと。また、授業料早期徴収に努力すること。
(米子東)

6 物品購入の場合見積書の検討が不充分のものがあつた。
(米子東)

7 入学志願書は受付整理すること。
(八頭校)

8 工事請負費支出内容に検討を要するものがあつた。
(八頭高)

9 見積書を徴してないもの、及び内容に不備なものがあつた。
(倉吉東)

10 定時制授業料徴収方法の合理化を図ること。とくに連絡調査簿の記帳は明確にすること。
(倉吉東)

科学博物館 昭和三十六年三月二日監査

監査委員 松本 利治
同 井上 善一

一 館内展示施設については、本年度国立科学博物館の援助を受けて地球の歴史展示室を開設したほか、モデル台所の改装と中国電力株式会社提供の電車施設の新設及び二階中廊下にジオラマをもつて動物生態展示解説をする等模様替を工夫実施し、また、特別展示につ

いても因州紙の作り方と実演、鳥取城懐古展を開設する等運営に努力していた。

二 館内利用並びに館外活動の状況は左表のとおりで入館者は増加の傾向にあるが指導研究は概ね横ばいの状況

科学博物館活動状況

一 常設特別展示

年別	常設			展示			特別展示		
	開館日数	個人入館者数	団体入館者数	個人入館者数	団体入館者数	回数	日数	入館者数	一日平均
三三三	二七五	七、〇三三	二、四〇四	九、四六六	二、六三三	二	一六	九、七七一	五三
三三四	二九七	八、七六七	二、五〇六	九、二七三	二、七九	二	二	五、五九〇	五八
三五五	二九七	六、七七五	二、五五七	九、三三二	二、六	三	二	九、六六一	七三

二 指導研究

年別	開館日数	物理電気	化学	地学	生物	計	一日平均
三三三	三〇〇日	一、五一四人	一、二八五人	二、二〇二人	二、二五七人	七、二五八人	二四人
三四四	二九九	一、五〇三人	一、〇五七	一、七六一	二、八七四人	七、一九五人	二四人

三 館外活動

三五	三〇一	二、〇一一	一、二六三	一、七三一	二、二二六	七、二三一	二四
----	-----	-------	-------	-------	-------	-------	----

区分	年別	東部		中部		西部		計
		回数	人員	回数	人員	回数	人員	
社教会	三三三	五六	五、三八五	一一	八〇三	六	九〇九	七、〇九七
科学教室	三三四	二六	一、七五二	一四	八四〇	四	六九〇	三、二八二
子供観測会	三三五	三六	一、七二七	七	二七八	五	三三五	二、三四〇
天体研究会	三三五	一	八、〇八〇	一	一、一九〇	一	一	八、〇八〇
理科講座等	三三四	一六	五、八〇四	一	一	一	一	一、〇八〇
資料貸出	三三五	一	一	一	一	一	一	一
イルム貸出	三三五	一	一	一	一	一	一	一
計	三三五	五九	七、五三一	九	一、四六八	二	五、八〇一	一四、八〇〇

三 展示資料費並びに運営費の執行状況は監査時現在までに、資料費はジオラマ、展示ケース等わずかに数万円を購入した程度で相当額が未執行であつた。計画的効率的な執行と資料の早期導入活用に一層配慮の要が

態を示している。また館外活動も映画を取り入れた各種講習、講座及び科学研修会等を実施し、実績も上昇を示し従来低調であつた西部地区についても特に日野郡の開拓に努力のあとがうかがわれた。

ある。

四 借用展示中の貴重な資料が先般盗難にあつたことは遺憾である。とくに、事故発生の恐れのある資料については常時監視できる位置に配置替を考慮するとともにさらに、監視の徹底を期すべきである。

五 展示資料の明確な整理保管と事務処理の合理化に資するため、資料分類カードの作成にとりかかつていたことは結構である。早期完成して活用を図られたい。

六 当館は内外ともに概ね整備されたが、階下廊下及び各研究室の床の補修に迫られている。本年度一六万円で廊下を実施することになつていたが、各研究室についても逐次補修の要がある。なお、自転車置場の設置についても当局の考慮を望む。

また、県庁舎新築に伴つて同館の倉庫を提供したため、資料等の保管場所がなく館内が多少雑然とした憾があるので努めて整理されたい。

七 経理出納その他事務処理について次の点留意されたい。

1 物品購入等にあたつて見積書のないものがあつた。

2 各研究室における材料の受払を実施すること。

教育研究所 昭和三十六年三月十日監査
 監査委員 荻原治郎
 同 井上善一

一 本年度における研究調査は、職員の共同研究のものに、所独自の研究テーマとして、高校入試問題妥当性の分析研究、高校卒業生の進路の研究、前年度より引続いて実施の精神薄弱児の判別基準の研究の外全国共同研究として、前年に引き続き勤労青年の生活意識の研究等を実施し、監査時現在各主査がとりまとめ中であつた。

なお、研究紀要の早期刊行につき創意工夫されたい。

二 教職員研修については、定時研修三二二千元で八講座を設け、(東部四、中部二、西部二)小学校一三七名、中学校五四名、高等学校三〇名、計二二一名受講した。

していた(前年度とはほぼ同数)が、とくに、中学生生活指導研修受講者数は、わずか一名であつたので開催の時期、会場等につき配慮するとともに学校側と緊密の連け、い、をとり効率化を図るべきである。また、研修所要経費のうち講師の派遣要請に要する特別旅費はわずか五万円で充分なる講師を得難い面があつたので、これが増額措置につき検討されたい。

なお、このほか、現場教職員五名の普通研修(五週間)を実施していたが、これが成果の現場教育への反映につき考究善処の要がある。

三 研修図書の充実整備については、監査時現在、六五、〇四四円(備品費)を以て七四冊を購入したほか、消耗雑誌三二冊及び八四冊の寄贈を及び、現在累計図書は二、〇四〇冊となつていたが、さらに、その充実整備につき配意を望む。

物産館 昭和三十六年三月十日監査

監査委員 荻原治郎

一 当館は昭和三十三年商工会館新築とともに同会館内一部に設置されたもので、じ来職員は館長(商工課長兼務)のほか主事(出納員)一名と女子職員二名(臨時)によつて運営してきている。しかるに本施設の運営は設置以来規則で定められた目的及び事業内容とも異つた運営方式がとられていることにつき既に、本庁主務課監査の際に指摘しその検討方を要望したところであるが、依然として前記同様の運営がなされているので、設置目的その他に副つて内部執行体制を整えるか、あるいは、現行方式に改善を加え出品協会等団体業務に移譲せしめるか等につき県は、根本的検討を加え適切な措置が望まれる。

また、東京、大阪等県外事務所との物産あつせん及び県出品協会等団体との業務の連け、緊密化についてはとくに配意を要する。

二 県は社団法人商工会館建設に伴い同会館中に県立物

産館を設置するため、これが建設資金とし昭和三十二年
 年度において商工会館に対し八百万円の予算外義務負
 担を負い、初年度一百万円、昭和三十三年度二百万
 円、昭和三十四年度二百万円、昭和三十五年二百万
 円、計七百万円を出資しさらに、その後昭和三十六年
 度に一百万円支出すれば当初の債務負担を全額終了す
 る予定であつたが、建設費精算等の結果県出資金を一
 千四百万円とし残費を昭和三十五年度中に支出するこ
 ととなり今回追加予算に差額七百万円計上されたので
 あるが、これが支出を了すれば同会館に対する出資金
 は本年度をもつて完了の予定であつた。

なお、外に二百万円の県出資金があるので、出資金
 総額は一千六百万円である。

三 受託出品物の月別販売総額とこれに対する販売手数
 料の徴収状況は次のとおりである。

月別	総売上額	手数	料
四月	一三一、六九九円	一八、四四〇	円

計	五月	六月	七月	八月	九月	一〇月	十一月	十二月	一月	二月
一、〇四〇、二九九	一三三、八〇一	九〇、四二六	六八、七八一	一〇三、二六九	四五、五七二	一一〇、二〇二	一一一、〇九九	七六、四九二	七八、二九〇	八〇、六七一
一四八、六一九	一九、三五七	一二、九九四	九、九〇三	一四、六一二	六、四九五	一六、七二八	一六、二二一	一一、〇三	一一、三四一	一一、四二五

注 販売手数料予算額は八四、〇〇〇円である。
 四 館内施設における県内物産の展示即売業務は前記の
 ように業者の出品委託によつて受託販売し、その代金
 は一応外現金扱いとしてこのうちから販売手数料を控
 除した額を毎月集計し委託業者に送金し、その出納計
 数は金庫証明額と符合し正確と認めた。
 なお、事務処理につき次の点留意されたい。

鳥取県監査公告第十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十
 九条の規定に基づき、昭和三十五年度にかかる左記機関
 の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表
 する。

昭和三十六年五月二十四日

鳥取県監査委員 松本利治

同 荻原治郎

同 井上善一

同 堀江実藏

監査箇所 執行年月日

岩美蚕業指導所 昭和三十六年一月十四日

八頭 同 十八日

- 1 受託物品の出納命令行為の厳正
- 2 当日売掛未収のものに対する日計表その他の処理
- 3 委託物品出納の棚卸し結果の処理

気高	同	十三日
東伯	同	二十六日
西伯	同	二十三日
日野	同	二十五日
中部福祉事務所	同	九日
西部	同	二十四日
東部	同	二月二日
保育専門学院	同	二十二日
養老学院	同	二十三日
奨徳学校	同	九日
皆成学園	同	二十日
積善学園	同	三月二十八日
工業試験場	同	九日
林業	同	十三日
監査箇所	執行年月日	監査委員
岩美蚕業指導所	昭和三十六年一月十四日	松本利治
		荻原治郎

所 別	職 員	普 及 員	計
八頭〃	一月十八日 松本利治		
〃	萩原治郎		
〃	井上善一		
気高〃	一月十三日 松本利治		
〃	萩原治郎		
〃	井上善一		
東伯〃	一月二十六日 萩原治郎		
〃	井上善一		
西伯〃	一月二十三日 全委員		
〃	松本利治		
日野〃	一月二十五日 萩原治郎		
〃	井上善一		
岩美蚕業指導所	六(うち事務補助者一名を含む)	二八(うち無給普及員一名を含む)	三四
八頭〃	三名	二名	五名
気高〃	三	五	八
東伯〃	三	三	六

(三十五年十二月末現在)

蚕業指導所昭和三十五年度にかかる各蚕業指導所に対する定期監査を執行したのであるが、その結果各指導所とも本県蚕糸業振興のため努力を払っているが、箇箇の内容をみると留意改善すべき事項が少くないので、さらに実態に再検討を加え養蚕技術の革新期に当つて第一線機関をして、蚕糸行政の効率的執行を図らしめるべく格段の配慮を望む。

なお、各所共通的指摘事項は概ね次のとおりである。

一 組織機構並びに職員管理について

1 県下六蚕業指導所に対する職員配置状況は次表のとおりである。

指導所別	取締監督		調査技術		講習講話		技術指導		会議打合		その他		計	
	三四	三五	三四	三五	三四	三五	三四	三五	三四	三五	三四	三五	三四	三五
岩美蚕業指導所	三九	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
八頭〃	四〇	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
気高〃	三〇	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
東伯〃	三九	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
西伯〃	一五	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
日野〃	三〇	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
計	一四〇	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三

2 各指導所における業務の実施状況は次表に示す如く、蚕糸業法にもとづく取締監督並びに技術指導普及及奨励のほか、会議及び調査、報告等につき努力しているが、会議、打合せ調査報告等の所内業務が逐

業 務 活 動 状 況

年増嵩し、相当時間数を占めている実態にかんがみ、さらに適切な業務計画の策定と事務の簡素化を図り、蚕業指導の効率化を期せられんことを望む。

注 本表は各年とも十二月末日現在における活動日数である。

3 指導所職員のほか各郡養蚕農業協同組合連合会職員五八名(うち無給三名)を蚕業技術普及員として

県が嘱託し、各指導所所長の指揮監督の下に末端指導に当らしめていることは前記のとおりであるが、普及員は主として旧町村単位を支持区域(数町村を担当しているものもある)とし、担当養蚕戸数に著しく差異(最低五〇戸、最高三三〇戸)が認められるので、普及員の適正配置に再検討を加えつとめて担当戸数の均衡化と普及業務の円滑運営を図らしめる必要がある。

また、東、西伯普及員は各々担当区域の農業協同組合に駐在せしめ、月一回乃至二回程度定例的に指導所に集合し、また、勤務報告書も三ヶ月毎に提出させている実情であつたが毎月報告に改める等、各所長はこれら普及員の勤務実態の常時はあくにつき創意工夫し指揮監督に万善を期されたい。

二 業務の状況

1 各蚕業技術普及員の普及活動は各人が携帯している普及員日誌(ポケット用)に記録された予定表によつてなされており計画性に欠けている憾がある。養蚕連等関係団体との連携、いのもとに企画された指導所の総合計画のもとに、各普及員の計画を策定せしめて効率的普及活動が行なわれるよう配慮すべきである。

2 共同養蚕については年間条桑育並びに壮蚕簡易飼育等普及に努め、各地区とも漸次普及を見んとしていたことは結構である。さらに稚蚕共同又は委託飼育共同桑園の奨励等を図るとともに、共同養蚕の全域普及による生産性の向上並びに養蚕経営の安定化につき一層の配慮と努力を望む。

また、近時繭質改善については上蔭改良並びに選繭につとめた結果、向上してきたが、自家選繭の一

層の徹底が望ましい。

3 県下六八地区に設置されている蚕業技術展示普及所は、特定養蚕農家との委託形式によつて展示項目を定め地区担当普及員の技術浸透の拠点とされているが、これらの展示所(農家)及び内容をみると展示箇所、内容も不変でしかも毎年継続的に委託されており、中には五年乃至八年の長期にも及んでいるものが相当数あるが展示、箇所、内容、効果等は充分勘案検討し普及向率の向上に努めるべきである。

4 老朽及び委縮病発生に伴う桑園改極の促進は各所とも努力しており昭和三四年度末における要改植面積二六〇ヘクタールに対し昭和三五年度より三ヶ年計画をもつて更新する予定であつたが、養蚕家の資金繰り、桑苗不足等から計画改植にそごを来している。ことに、東、西伯地区において委縮病の集団発生に伴い早期改植を要する桑園が相当面積に及んでいる実状につきこれが適確なる改植計画を策定するとともに、資金導入、優良桑苗の確保につき配慮の

要がある。

また桑苗の県内生産は需要数の三〇%程度に過ぎないので、生産業者に対する価格保証等の生産奨励措置を講じ優良桑苗の自給体制を策すべきである。

5 養蚕中堅青、壮年クラブ活動は一応その組織体制の再建に乗りだしているが、他のグループ活動に比較し低調のように見受けられるので指導育成に一層の配慮を望む。

6 養蚕戸票は各所とも一応作成していたが、記載内容の不備なもの、普及指導状況の未記入のもの等が多く見受けられ戸票としての効果を發揮していないものがあつたので、さらに記録整備を図るべきである。

また、飼育所及び展示普及所の委託内容その他必要事項は克明に記録整備しておくことが望ましい。

三 その他

1 各指導所に対する旅費、需要費等は本庁主務課で執行しその配分状況は

所 別	旅 費	個人とのほか 団体負担額	時間外手当	燃 料 費	光 熱 水 費	通信運搬費	計
岩美蚕業指導所	六二、四六円 (三、八二五)	五、八七〇円	二七、五〇円	一円	三、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	一五九、七六円 (三、八二五)
八頭〃	六九、五三三 (八、六〇〇)	一四、四八四	三、〇〇〇	—	三、〇〇〇	一九、〇〇〇	一三七、〇九六 (八、六〇〇)
気高〃	六五、三六 (四、一〇〇)	四、二五四	三、〇〇〇	二、五〇〇	三、〇〇〇	一六、〇〇〇	一八六、二三三 (五、一〇〇)
東伯〃	四七、〇一〇 (三、七七五)	三、九七〇	四、〇〇〇	二、五〇〇	七〇	三〇、〇〇〇	二九〇、三〇〇 (六、二七五)
西伯〃	一三六、九〇 (四〇,〇〇〇)	六、〇六九	五、一〇〇	二、八五〇	九、五〇〇	四、〇〇〇	一四〇、〇〇〇 (四〇,〇〇〇)
日野〃	七五、〇一八 (五、一〇〇)	七、二七〇	一〇、〇〇〇	九、〇〇〇	三、〇〇〇	一六、〇〇〇	一六六、三三六 (六、一〇〇)
計	五七、四五四 (二、五〇〇)	二九、〇六七	三〇,〇〇〇	九、五〇〇	三、三三〇	一六、〇〇〇	一三、四九一 (二、五〇〇)

注 1 旅費のうち()は蚕業技術普及員に対する費用弁償で一人当り年額平均二千円(二分の一国庫補助)宛支給のもの。

2 旅費のうち団体負担のものは各部養蚕農業協同組合よりの負担によるものである。

であつて各所とも配分額が少いたためその運営に苦慮しており、なかでも燃料費、光熱水費等においては配分上全く考慮されていない所もあり、団体援助に依存している姿は予算編成上充分検討を要し主管課

における配分の合理化についても善処をすべきものが認められる。

2 自転車等機動力の配置状況は

	自 転 車	オ ー ト バ イ
岩美蚕業指導所	二	—
八頭〃	二	—
気高〃	二	—
東伯〃	一	—
西伯〃	四	—
日野〃	二	—
計	一三	七

であつて自転車のうちには相当年数経過しているため使用不能となつていものが少なくないので早期更新を図るとともにオートバイ等の機動力の整備充実につき県当局の配慮を望む。

また、土壤検定器等の農具機材の更新整備についても善処すべきものがあつた。

福 祉 事 務 所

- 中部福祉事務所 昭和三十六年一月九日監査
監査委員 萩 原 治 郎
- 西部福祉事務所 昭和三十六年一月二十四日監査
監査委員 松 本 利 治
- 同 萩 原 治 郎
- 同 井 上 善 一
- 東部福祉事務所 昭和三十六年二月二日監査
監査委員 松 本 利 治
- 同 井 上 善 一

昭和三十五年度にかかる各福祉事務所の定期監査は、第十六次基準改訂(二・九四%増)並びに保護階層の所得伸長の度合に伴う、生活保護法による保護の適正実施、とくに医療扶助の増進、にかかる濫療の防止をはじめ、新規申請の法定期限内処理と現任訓練並びに査察指導の計画実施及び社会福祉団体の育成強化、母子福祉資金の効率的運用、さらに、これに関連した事務処理態勢の確立等福祉行政の適正執行につき慎重に実施した。

その結果、各所とも行政効果の向上に努力していることは認められるが、新規申請の期限内処理は低調で、殊に、前年度に比較し法定期限後の処理が増加していることは、保護実施機関の基本的問題としてその是正措置につき根本的検討の要があるほか、医療扶助の実態は、摺、査察指導推進による保護の適円実施等につきなお一層の努力を望む。

なお、その概況は次のとおりである。

一 生活保護法による保護の状況について

(1) 保護の状況は次表のとおりで、前年度に比較し被保護世帯、被保護人員及び保護率並びに一人当り保

護費は概ね横ばいを続けているが、東部の保護率は下降線をたどり反面一人当りの保護費は二、七七三円(前年度二、一六二元)で上昇し、前年度平均を六九三円上廻つてゐる。また、西部保護費も増え、のすう、せいにある。内容的には、各所とも医療扶助費が最高を占め、中部の入院単給を除き、入院、外来とも増え、この傾向にあるので、診療要否意見書の内容精査に重点を指向し、更に、入院患者との面接、医療機関との連絡調整等による実態は、摺につとめ濫療防止になお一層の努力されたい。

生活保護法による保護の状況表

所別	区分	要項				保護		
		被保護世帯	指数	被保護人員	指数	保護率(千分比)	金額	一人当金額
東部	三四年平均	九四二	一〇〇	二、九八〇	一〇〇	二一・二二	六、四四三、七七六	二、一六二
	三五年四月	九五〇	一〇一	二、九一一	九八	二〇・九七	七、一〇三、〇五五	二、四一三
	三五年一二月	八九九	九五	二、五八三	八七	一八・三七	七、一六二、七一一	二、七七三

区分	本年度	前年度	備考	(2) 新規申請にかかる処理状況は、次表の通りで、法定処理期限(三〇日)経過したものが				
				西	中	東	西	
西部	三四年平均	六三一	一〇〇	一、八〇八	一〇〇	一五・四五	三、三二四、〇九四	二、五五一
	三五年四月	六三一	一〇〇	一、七六九	九八	一五・四五	三、二八二、五八二	二、五二五
	三五年一二月	六一五	九七	一、七五四	九七	一五・八六	三、一八九、六四八	二、四七五
中部	三四年平均	五六九	一〇〇	一、三〇三	一〇〇	一五・四五	三、三二四、〇九四	二、五五一
	三五年四月	五五九	九八	一、三〇〇	一〇〇	一五・四五	三、二八二、五八二	二、五二五
	三五年一二月	五六八	一〇〇	一、三三六	一〇三	一五・八六	三、一八九、六四八	二、四七五
東部	三四年平均	三三・四九%	(二月~三月)	一、八〇八	一〇〇	一五・九八	三、八七二、一六五	二、一四二
	三五年四月	三〇・七七%		一、七六九	九八	一六・六二	三、四九二、一〇二	一、九七四
	三五年一二月	二七・二三%		一、七五四	九七	一六・四七	四、四一六、二四三	二、五一二

(2) 新規申請にかかる処理状況は、次表の通りで、法定処理期限(三〇日)経過したものが

くないのでこれら期限内未処理となる要素除去に努め保護開始の早期化に万全を期すべきである。

区分	本年度	前年度	備考
東部	六〇・七%	三三・四九%	(二月~三月)
中部	四二・三%	三〇・七七%	
西部	三二・九%	二七・二三%	

その率は相当高くなつてゐる。

これが遅延要因は診療要否意見書提出のおくれを最高に、資産調査確認処分並びに町村よりの進達遅延等であるが、とくに入院要否審査協議の影響が少

生活保護新規処理状況表 (三五、四、一、三五、一二末)

所 別 区 分	一四日以内		三〇日以内		三〇日以上		未 処 理		合 計	備 考
	件 数	比 率	件 数	比 率	件 数	比 率	件 数	比 率		
東 部	二〇	五・七	九八	二七・九	二一三	六〇・七	二〇	五・七	三五一	
中 部	一三	八・七	六四	四三・〇	六三	四二・三	九	六・〇	一四九	
西 部	三三	一二・七	一一三	四四・〇	八五	三二・九	二七	一〇・四	二五八	
合 計	六六	二一・一	二七五	八八・九	三六一	一一二・六	五六	一七・一	七五〇	

町村よりの申請書受理状況表 (三五、四、一、三五、一二末)

所 別 区 分	五日以内		二〇日以内		二一日以上		直 接		合 計
	件 数	比 率	件 数	比 率	件 数	比 率	件 数	比 率	
東 部	一九四	五五・三	一二五	三五・六	一〇	二・八	二二	六・三	三五一
中 部	九一	六一・〇	五八	三九・〇	一	一	一	一	一四九
西 部	一五一	五九・〇	六七	二六・〇	四	一・〇	三六	一四・〇	二五八
合 計	三八六	一三六・三	一九八	六〇・六	一五	四・八	五九	二〇・三	七五〇

(3) ケース担当状況は次表の通りで全国平均を上廻っているほか、身体障害者及び措置児童ケースを考慮すると実質的に事務は過重である。また、無資格者のケース担当があるので職員配置の合理化、更に、

査察指導員、身体障害者福祉司の格付実施につき検討の要がある。

ケース担当状況表

所 別 区 分	ケ ー ス 数	担 当 員 数	一 月 当 り		そ の 他 ケ ー ス 数		備 考
			ケ ー ス 数	訪 問 出 張 日 数	身 体 障 害 者	措 置 児 童	
東 部	九〇九	一三	六九、九	一一、九	一、六五六	九八	
中 部	五五九	八	六九、九	一一、三	一、一三四	六八	
西 部	六二一	九	六九、〇	一〇、九	一、四九七	五四	
合 計	二一〇九	三〇	二〇八、八	三三、一	三、二九七	二六〇	

(4) 現任訓練並びに査察指導については、現業職員を中心に資質の向上と、福祉行政の円滑化を期し、ケ

護金品の返還責任免除の場合その理由の薄弱なものがある。厳正を期すべきである。

ース研究会等毎月開催している模様であるが、その内容は記録し業務処理に活用すべきである。査察指導も内務事務に忙殺され実績が計画に副っていない。新規保護開始世帯は勿論、医療単給世帯等重点的に現地指導し得る態勢の確立に創意工夫の要がある。

(6) 医療扶助の実態は、握については各所とも努力はされているが充分とはいえない。医療券の常時分類整理により扶助の合理化を期されたい。

なお、指導後における処理の明確化につき検討の余地がある。

二 身体障害者の措置状況について

(5) 保護の変更、廃止又は停止に伴い、前渡しした保

その状況は次表の通りであるが、このほか潜在者が

(7) 医療扶助検診命令の実績は(東部一件、中部なし、西部一件)低調である。実状はさらにこれが実施を要すると思料されるので県嘱託医による計画的(随時)検診を実施するよう検診を望む。

区 分	福 祉 法			援 護 法			児 童 福 祉 法			合 計
	西 部	中 部	東 部	西 部	中 部	東 部	西 部	中 部	東 部	
所 別	六〇	六五	一一二	七	二一	四〇	一五	一七	三一	一一二
申 請 件 数	六〇	六五	一一二	七	二一	四〇	一五	一七	三一	一一二
交 付 修 理 件 数	五	一四	三四	一	二	三	一	一	一	七
扶 助 費	三〇二、七二七	二七二、三〇五	三三五、二二六	一三、三〇〇	一一五、五五六	五四、九三六	七四、二九八	八一、五六四	一二五、九六五	三九〇、三一五
未 処 理 件 数	一〇	一〇	三六	一	一	一〇	一	一	一〇	五六
処 理 率	一〇〇	八五	六七%	一〇〇	一〇〇	七五	一〇〇	一〇〇	六八	九〇
調 査 日 数	二五	三〇	三〇日	二五	二〇	二八	二五	三〇	九〇	却下四
備 考			却下四							却下四

身体障害者補装具等交付処理状況表 (三五年四月一日～三五年一二月末)

区 分	三五年三月末交付 数			三五年四月一日～三五年一二月末 交付件数			死 亡 等			差 引 計			交 付 累 計		
	東 部	中 部	西 部	東 部	中 部	西 部	東 部	中 部	西 部	東 部	中 部	西 部	東 部	中 部	西 部
視 覚 障 害	二七三	二〇九	二二九	三	三	三	一八	三	五	四	一七	二六	二七六	二二四	三三〇
聽 覚	三九〇	一九一	三三三	三	一	三	三	一	一	一三	一八	一〇	四〇四	二〇九	二二四
言 語 機 能	一七	五	一五	一	一	一	一	一	一	△三	一	一	一五	六	一七
肢 体 不 自 由	九六	六四	八六	三	三	三	一〇	一	一	二六	一八	六	九六	九〇	九七
計	一、六二五	一、〇八七	一、三九	八	七	七	四二	二〇	八	四	五	一〇六	一、六五六	一、四四一	一、四九七

身体障害者手帳交付状況

現登録数の約三割推定されるので関係機関と緊密なる
連け、を図りこれが発見になお一層の努力を望む。
中部地区においては更生医療給付並びに補装具交付
判定医未指定のため、対象者に負担をかけているので
早期指定の要がある。
また、申請に基づく負担能力調査依頼調査書、判定

書の作成、割当による義肢製作等の遅延により交付ま
たは修理の時期を失しているものがあるので迅速化を
図る要がある。
なお、これが調査、決定、交付等の月日記入漏れ(中部)があつた。

三 社会福祉団体の育成と活動の強化について
 市町村社会福祉団体の組織の確立強化、専任職員の設定、自主財源確保による促進、特に、民生(児童)委員等地域社会関係者の研修による資質の向上等計画的育成指導に、なお一層努力の要がある。

四 母子福祉資金貸付事業について

母子福祉資金償還状況表 (十二月末現在)

事務所別	年度別	現 年 度			過 年 度			合 計		
		調定額	収入済額	収入率	調定額	収入済額	収入率	調定額	収入済額	収入率
東 部	三四	二、一七、三〇〇	一、四〇〇、四六六	六五・〇	一、一六七、三三四	五三、三九六	三三・三	三、七九四、二四四	一、九五三、七四三	五二・五
	三五	二、二八、五九六	一、七五五、二九四	七六・七	一、一五三、六六九	五四四、二四七	四七・二	三、四四三、二五五	二、三三九、五四一	六八・二
	合計	四、四六、八九六	三、一五五、七六〇	七〇・八	二、三二一、〇一三	一、〇八八、六四三	四七・〇	七、二三七、五〇〇	四、二九三、二八四	五九・三
中 部	三四	一、八六、六四四	一、一五二、〇三三	六二・五	五八、五五三	三〇、八九六	五二・八	一、八五五、一七六	一、五〇〇、二六〇	八〇・五
	三五	二、一六、五四一	一、九六六、八七九	八九・三	五、六四〇	一、三、八五〇	二六・三	二、二三三、八二一	一、九〇〇、七九	八七・三
	合計	四、〇三、一八五	三、一一九、九一二	七八・九	六四、一九三	一、九、七四六	五二・七	四、〇八九、九九七	三、四〇一、〇五九	八三・九
西 部	三四	三、〇六、八八三	五、〇四二、一六五	七・四	二、一四八、二二六	二四、〇六八	一一・三	五、二一五、一五三	五、〇六六、二二三	九七・〇
	三五	七、四九三、三三三	六、一三三、八九九	八・九	一、八九六、三〇〇	八九七、五九七	四七・三	九、三九〇、六五三	七、〇六三、八二〇	七五・六
	合計	一〇、五六二、二一六	一一、一七五、一六四	一〇・九	四、〇四四、五二六	二、九四四、八六五	七二・七	一四、六五二、八〇六	一二、〇三〇、〇四三	八二・二

(1) 母子福祉資金償還状況は次表のとおりで、十二月末現在における償還率は七四・九%(現年度八一・九%、過年度四七・三%)で前年同期に比し一二・三%上昇したことは結構であるが、各市で貸付決定したものが特に低率であるのでさらに償還に努力されたい。

(2) 資金貸付の信用証の提出が遅れているものがある
 ので、早期提出につき指導の徹底を期し資金の効率的運用を図るべきである。

(3) 資金貸付後の指導は経費等の制約もあつて徹底を欠いているので、これが計画執行につき工夫されたい。

(4) 償還協力員の活動に要する費用弁償額は一日当たり五〇円であるが、この精算事務取扱が各事務所ともまちまちであり、また、公簿の不備なもの等があつたのでこれらの統一を図り事務の適正執行につき考

母子福祉資金違約金徴収状況 (十二月末現在)

事務所別	違約金徴収確定分		収入済額		差引未徴収額		徴収率
	金額	件数	金額	件数	金額	件数	
東 部	二〇、四五七	四〇七	五、七一〇	一〇七	一四、七四七	三〇〇	二七・九

究善処の要がある。

なお、償還協力員の出張に対する訪問復命に明確を欠くもの、復命のないもの等があつたので、これが整備を図り債務者の動静を確実に掌握し未償還金の早期整理に資せられたい。

(5) 昭和三十四年十月から実施された違約金徴収状況は次表のとおりであるが、督促に要する経費の制約と件数に比し金額が少額なため一部放任状態にあるので、徴収確定分の早期収納について努力の要がある。

中 部	九、四三一	一六五	六、九八九	一三〇	二、四四二	四五	七四・一
	二六、九〇六	四八〇	一六、七五四	一九六	一〇、一五二	二八四	六二・三
西 部	五六、七九四	一、〇五二	二九、四五三	四二三	二七、三四一	六二九	五一・九
計							

五 福祉生奨学金償還状況は次表のとおりで、十二月末現在における償還率は二四・二%の低率である。未収金の早期収納に一段の努力を望む。

福祉生奨学金償還状況表 (十二月末現在)

事務所別	年度別	現年度			過年度			合計		
		調定額	収入済額	収入率	調定額	収入済額	収入率	調定額	収入済額	収入率
東部	三四	一一、六三三	四、五六五	四〇・八	一〇、四〇〇	三、六〇〇	三三・一	三三三、〇〇〇	五八、八〇〇	一七・六
	三五	二六、七六六	七、四〇〇	二七・七	一六、七五五	三、一〇〇	一八・五	二九〇、四〇〇	一〇、五〇〇	三・六
中部	三四	二五、一五〇	九、六〇〇	三八・三	三、二〇〇	三、二〇〇	一〇〇・〇	二八、三〇〇	一三、八〇〇	四八・三
	三五	二八、三〇〇	一五、三三三	五三・一	二、二〇〇	二、二〇〇	一〇〇・〇	三〇、一〇〇	一七、六〇〇	五七・六
西部	三四	五、二〇〇	二、〇六〇	四〇・四	一三、〇〇〇	八、〇〇〇	六一・五	一七、六〇〇	三、五〇〇	一九・三
	三五	二九、二〇二	一、〇〇〇	三・六	一七、二六六	三、九〇〇	二二・三	二〇、八〇〇	四、九〇〇	二二・四
合計	三四	一八七、六三三	七五、八六〇	四〇・四	二二〇、〇〇〇	一、七、〇〇〇	七・七	二二〇、〇〇〇	九、三三〇	四・三

三五	一八六、二六五	八六、八八五	四六・六	三三三、三三〇	四一、四三〇	一二・〇	三九、六三三	二六、三三三	二四・三
----	---------	--------	------	---------	--------	------	--------	--------	------

六 各所の措置児童及び負担金徴収等の状況は次表のとおりで、措置児童に対する負担金徴収児童の占める率は西部が高く、一人当り負担額は東部が著しく低額となつている点が注目される。

また、本年度負担金の徴収にあつて東部は新規措置並びに特に申し出のあつたものを除く継続措置中のものについては、昭和三十四年十一月認定した資料によつており西部も同様相当以前(昭和三十二年)のもの)の資料によつて徴収しており、事務処理について

も考究改善を要する点も見受けられたので、適時調査認定を実施して負担の適正化を図ると共に事務処理の合理化を図る必要がある。

なお負担金徴収状況は前年に比し若干向上を見ているが西部が特に悪く、また過年度分が相当額あり収納率も東部、西部が低調で昭和三十四年度に八万一千余円を不納欠損処分している。各施設長とも一層緊密な連携、いをとつて未収整理に努力されたい。

一 措置児童数及び負担金調定状況

区分	所別	措置児童数	負担金徴収児童数	負担児童の占める率	負担金調定額	一人当り負担金
肢体不自由児施設を除くその他施設	東部	二二〇	二六	一一・八%	一七、三八〇円	六六八円
	中部	一三五	二一	一五・六	二四、二四五	一、一五五
	西部	四九	二五	五一・〇	二五、九九九	一、〇四〇
	計	四〇四	七二	一七・八	六七、六二四	九三九

西 部	中 部	計	西 部	中 部	計
九四	二五	一一九	一六	四八・五	三二
五一	一〇	六一	四〇・〇	二五	一七
五四・三	四〇・〇	九四・三	五四・三	二五	五〇・〇
九七	二五	一二二	五九	一三	五二・〇
			六〇・八		同上のうち三三施設休団

八 事務処理の合理化について

生活保護事務は複雑多岐にわたっているため、いきおい地区担当員の現業活動にしろよせされその処理に支障があるので、保護金品支給明細書等作成事務は社会係にうつし、事務処理方式の集約によりその合理化を図る必要がある。(中部は実施中で効果をあげている) なお、これに付帯した保護金品支給台帳は中部を除き作成されていないので、これが整備と、照合確認の適正化を期すべきである。

九 経理出納事務処理につき次の点留意されたい。

- (1) 特殊勤務実績簿にその時間を記入すること。(東部)
- (2) 保護費返還金(分括収納分)の早期収納を図ること。(中部)

- (3) 保護費返還金の取扱いに検討を要するものがあつた。(西部)

児童相談所

米子児童相談所 三六、二、一〇 監査
 倉吉 三六、二、二〇 監査
 中央 三六、三、一三 監査
 監査委員 松本、荻原、井上

昭和三十五年度にかかる各児童相談所の定期監査は、児童福祉行政の第一線機関として健全育成対策の積極的推進、非行児の早期発見とその対策、措置等中枢的機関としての機能が適正に果されているか等につき実施し

た。その結果各所の共通事項は次のとおりである。

- 一 機構の整備充実と職員配置の適正化について
 非行青少年激増の実態に対応し逐次積極的健全育成対策に努力しているが、機構人的組織等は強化を見ずその機能を十分に發揮する段階に至っていない。判定指導係の整備充実、とくに専任心理判定員の完全配置等、これが機構の合理化とこれら職員の格付につき県当局は検討善処の要がある。
- また職員配置の実態をみると、この面の知識経験の乏しい職員が配置されているため、適正な相談、調査業務の執行に支障が見受けられるので、これが適正配置につきとくに配慮されたい。
- 二 児童福祉司活動の推進について

児童相談所職員数が基準に達しないため児童福祉業務の中心である児童福祉司は内部業務に追われ、本来の使金である外部活動が阻害されている。要保護児童の早期発現、並びに補導等法的任務に積極的に活動し、尠る体制をとるべきである。

三 短期治療設備の整備について

最近、危険性の早期予測方法についての研究が進み、心理学的方法による治療が可能とされているが、このため、遊具並びに心理療法関係書整備、室内外の遊戯場の新設について検討考慮を望む。
 なお、相談に対する措置の実績は次表のとおりである。

措置実施状況調

(三十四年度四月～三月
 三十五年度四月～一月(米子二月まで))

訓 戒 誓 約	所 名		増 減		倉 庫		米 子		備 考
	区 分	年 度	中	央	三 四	三 五	三 四	三 五	
五一	三四	三四	一四七	九六	八一	六五△	三一	五一	二〇

一時保護	計	未処 理	そ の 他	里 親	収容施設				指導委託				
					乳 児 院	肢 体 不 自 由 児 施 設	盲 ろう あ 施 設	精 薄 施 設	養 護 施 設	教 護 院	児 童 福 祉 主 事 員	児 童 福 祉 司	
一、二六九一、一八〇△	二、五七七一、八一△	四八	二、二六八一、五三一△	九	五	一三	九	三	一四	八	四	一	二
八九	七六六一、一五二	一六	八三七	三	二	一	四	一	一	五	二	一	
五〇〇	九七七	二六	九七七	四	五	八	三	二	一	二	四	一	
四三二△	七六一△	二四△	六二九△	二△	二	六	一	四	一	三	八	一	
六八	三九一	二	三六八	二	三	二	二	二	一	一	四	一	
五〇八	九九八一、〇二一	一四	七八七	四	九	五	三	二	八	九	一	一	
三七二△	一三三二	二〇	八八九	六	四	一	二	一	三	二	一	二	
一三六		六	一〇二	二	五	七	二	一	五	三	一	二	

四 巡回相談について
巡回相談の計画に対する実施状況は次表の通りで、各所とも努力し伸長の傾向をたどっていることは結構である。ことに、学校保健法の実施に伴い、知能精密

検査の唯一の機関として遅滞児等就学相談指導が漸次多くなっているが、なお、学校及び関係者等と緊密な連携、い、を図り、巡回相談の円滑化につき一属の努力を望む。

巡回相談実施状況表

中央倉吉
四月(一二月)
四月(一二月)
米子

所 別	区 分	計		実 施		前 年 同 期 実 施		増 減	
		個 所 数	対 象 人 員	個 所 数	対 象 人 員	個 所 数	対 象 人 員	個 所 数	対 象 人 員
中 央	倉 吉	五 六	一	七 四	一、四 六三	九 七	一、四 八六	△ 二三	△ 二三
倉 子	吉	四 二	一	四 七	五 一五	四 二	五 八七	△ 五	△ 七二
計		一 四一	一	一 八一	一、六 九八	一 八五	一、五 五七	△ 四	△ 一四一

(注) ① 中央は三月、四〇〇件程度の実績が見込まれ前年より六〇件程度上廻る見込み。

② 倉吉は箇所数の増加に比し人員の減少は赤痢の集団発生による。

③ 米子は保護者との懇談の場を持ち伸長は目ざましい。

五 活動経費について

活動経費とくに巡回相談等に対する旅費の令達状況は次表の通りで、特別旅費、費用弁償及び研修旅費を

児童相談所費 旅費令達状況表

控除すれば、実質的活動旅費は僅少で、巡回相談並びに福祉司活動の促進に支障が認められる。

所別	児童相談所費		費用弁償	研修旅費	調整分	合計	備考
	普通旅費	特別旅費					
中央	1,000,000円	1,000,000円	1,000,000円	1,000,000円	1,000,000円	3,000,000円	
倉吉	900,000円	400,000円	1,000,000円	1,000,000円	1,000,000円	3,300,000円	
米子	300,000円	500,000円	2,000,000円	500,000円	1,000,000円	3,300,000円	
合計	2,200,000円	1,900,000円	4,000,000円	2,500,000円	3,000,000円	13,600,000円	

所別	一時保護所費		費用弁償	研修旅費	調整分	合計	備考
	普通旅費	特別旅費					
中央	1,000,000円	1円	1円	1円	5,000円	1,000,002円	
倉吉	900,000円	1円	1円	1円	3,000円	900,003円	
米子	1,000,000円	1円	1円	1円	1,000円	1,000,003円	
合計	2,900,000円	2円	2円	2円	9,000円	2,900,004円	

六 経理出納その他事務処理につき次の点留意検討の要がある。

- 1 保護金品寄託が遅延している。(米子)
- 2 職業指導費として中学生に通学用バス代を支給している。(米子)
- 3 一時保護日誌(人員)及び給食材料の出納記録は一層正確を期すること。(米子)
- 4 特殊勤務手当算出基礎の相違しているものがあつた。(倉吉)
- 5 一時保護の人員は、握に不十分なものがあつた。(中央)

保育専門学院 昭和三十六年二月二十二日監査

監査委員 萩原治郎

一 学院の教科課程は甲類必須(八七単位)並びに乙類選択(二三単位)を必須科目として一〇〇単位(二七〇時間)

位二、五八〇時間を編成し、計画教育の執行運営に努力していた。

計画に対する実績は五時間超過する見込であつたが、その執行状況の内容を検討してみると、兼任講師の欠講による計画変更時間が多くこれらの大部分は専任職員で時間のうめ合わせを行っている状況であつた。欠講防止につき一層創意工夫されたい。

二 応募並びに就職状況は次表の通りであるが、本年度卒業見込三四名のうち鳥取市保育所就職希望者五名が未決定となつていたので完全就職につきなご努力されたい。

応募状況表

区分	募集人員	応募人員	入学人員	備考
入学年度				
三	三五	八八	三四	
四	四〇	八八	四〇	
五	五〇	八五		監査時現在
六				

- い。
- 1 事業費予算執行につき検討を要するものがあつた。
- 2 パン委託加工契約を締結し且つ、受払の明確を期すること。
- 3 生産物引継ぎに検討を要するものがあつた。
- 4 同引継簿の内容整備につき慎重を期すること。

皆成学 園 昭和三十六年二月二十日 監査

監査委員 松 本 利 治
同 萩 原 治 郎

一 施設整備については年次計画策定により、本年度は、本館並びに男子集合寮及び男子職業指導寮のほか、園長、指導員公舎等三六、七八〇千円

(国補 八、一六〇千円) を以て
(県費 二七、六一〇〇千円)
財売 一、〇一〇〇千円

新築に着手監査時施工中であつた。
施設整備に伴い収容定員も八名増の八四名となつた

が待機児童数を考慮し、女子集合寮(定員三六名)の新築による収容定員一二〇名の引き上げが望まれる。

二 精神薄弱児の多くは虚弱体質で罹病率が高くこれが保護指導の面からも保健婦の設置は緊要である。栄養士と共に基準制定方につき国へ強力で要請しその実現を期されたい。

また、クリーニング外交員は八月より欠員で指導に支障を来たしているので善処の要がある。

三 クリーニング職業指導に使用している単車は老朽し損傷が多く、当施設の立地条件等からして早期に更新の要がある。

四 収容児童の給食については関係職員による給食管理委員会を設け栄養献立に留意して運営に努力しているが年間を通しての計画的な実施に配意を要するものがある。また給食材料のより効率的な購入方法につき工夫研究すべきものがあり、なお給食人員のは、握、材料の受払、諸帳簿の記録整理についても不十分な点も見受けられたので給食事務の効率化、適正化につき一層

- 努力の要がある。
- 五 経理出納その他事務処理につき次の点留意された。
- い。
- 1 クリーニング納品書(受取証)に受取印のないもの、金額並びに受取年月日、納品者名の記入もれが散見された。
- 2 クリーニング未収整理につとめること。
- 3 生産物引継の合理化を図ること。

積善学 園 昭和三十六年三月二十八日 監査

監査委員 松 本 利 治
同 萩 原 治 郎

一 収容定員一二〇名(盲 三〇名)に対し一月末一

一四名(盲 三〇名) 収容保護し、独立自活能力の

かん養に努めていたが、盲学校における盲児就学(就学率六〇%~七〇%)の勧奨に伴つて当学園の盲児定

員を四〇名に引き上げるものとしての盲児寮の拡充整備のほか、定員九〇名時における調理室の増改築並びに洗たく、物干場の新設、屋上モルタルの補修等に善処の要がある。

二 児童福祉施設最低基準(省令)に対する職員の状況は二〇名のほか盲学校派遣一名で運営しているが、栄養士並びに保健婦を設置基準に追加されるよう国へ要請するべきであり、また職業指導員の配置につき県当局は善処せられたい。

三 職業指導室を整備して二年経過したが、指導員の配置がないため利用されていないことは考慮の要がある。

四 経理出納その他事務処理につき次の点留意された。

- い。
- 1 予算執行に検討を要するものがあつた。
- 2 パン委託加工契約を締結すること。
- 3 給食材料受払簿の記録整理は一層正確を期すること。

工業試験場

昭和三十六年三月九日監査

監査委員	松本利治
同	荻原治郎
同	井上善一

本機関の執行運営に当つては、過去数年にわたつて試験研究機関を縮少し、県下各種企業界の経営改善に主力を置き、実地指導と技術普及に努めてきているので、今回の監査はその運営状況につき実施した。その結果、業界指導は各部門別に研究結果をもとに活発化し、既に醸造及び木材工業部門では業界の認識と密接なむすび付きによつて、概ね軌道化し技術的にも可成りの成果を収めていたことは同慶に堪えない。

他面、製紙、窯業部門については更にこの面への指導に一層努力を要し、また、境分場染織部は特産浜緋の試作研究に一応成功し、これが企業化への機運造成と実現化に努めていた等、本機関の運営全般を総合的にみると漸く本来使命に副つてその端緒が認められる。しかしながら、これらの基礎的研究結果にもとづく技術指導と業

界育成面における行政指導に調和を欠く面が見受けられるので、主管当局はこの点充分考慮し、行政効率の向上を期すべきである。

なお、細部事項は概ね次のとおりである。

一 職員は現在場長以下二三名と事業費支弁職員四名雇用している。このうち研究職員は主任を含め化学部六名(窯業、醸造、製紙各係二名あて)、産業工芸部、木材工業部に二名あて、境港分場(染織)に分場長を含め三名、計一三名で、他は庶務関係五名と各部門に技術関係四名配置しているが、中でも木材工業部門の技術陣容強化は急務と認められるので、県は本機関の組織体制に根本的検討を加え適切な措置を講ずることが必要である。

二 醸造部門では、前年度に引き続き業界指導に重点を置くほか、本年度試験設備(九〇万円)を整備し、主として清酒の品質向上に関する数十項目の試験研究を継続的に実施し、その結果の業界反映に努力してきているが、最近では味噌、醤油等一般食品業界からの指

導依頼が激増しているようであるから農産加工所との分野を考慮し、これらの受入体制について検討が望まれる。

三 窯業、製紙部門では施設の貧弱、研究費の僅少等のため、僅かの試作研究を実施するほか、努めて業界指導に乗り出しているが、製紙にあつては機械和紙への転換期にあつて、本機関の試験設備は逐次高度のものに切換え、業界打開策を究明し、また窯業設備も充実して実用工業品の量産を指向して基礎研究を重ねることが望まれる。

四 染織部門(境港分場)では、既述したように特産的織物の試作に成功し、漸く本県せんい、工業も内外市場に認められ、その需要申込は殺到しているが、県内企業体の劣弱のため量産体制が整わず、業界施設の拡充、中堅技術者と工員の養成等急がれている実態にかんがみ、県としてもこれらの助長策につき早急検討を要すべきである。また、工員の養成その他業界指導をはからしめるためには、本機関の施設設備を整備充実し、

ある程度の量産体制をとらしめることについても更に考究されたい。

五 木材工業部では、前年度に引続き業界指導に重点を置き、生産管理、品質の改善向上をはじめ、各種技術指導を行うほか、主管課と連け、いし企業診断並びに事後指導等を実施し、更に試作研究につとめている。しかし、業界指導は計画執行に欠ける憾があるので、これは主として冒頭にも述べたように技術陣容の弱体になるものであるので、これが強化が急がれる。

なお、機材運搬車購入について善処を望む。

六 経理出納その他庶務事務については、本場に庶務係長(出納員)ほか三名、木材工業部に分任出納員(研究員併任)ほか三名(内二名日雇)、境港分場に分任出納員(研究員併任)を設け、会計諸法規に則り諸様式を作成し処置しているが、中には形式的処理に終り爾後整理のものが可成り見受けられたので、事務の工夫改善と執務体制の簡素能率化を図るよう善処が必要である。

- なお、次の点留意されたい。
- 1 試験研究に要する原材料等の購入時期、その他に慎重を欠ぐものがあつた。
 - 2 生産物の一括引継処分は改めること。
 - 3 施設使用料等の調定収納事務は実情に即するよう改めること。
 - 4 試作研究に伴う設計、実施記録は厳格に整理しておくこと。
 - 5 試作品の原価計算は一層明確にし、売却評価決定のもとに資すること。
 - 6 委託加工、境港分場における手数料算定方式と受託物品の数量確認は一層厳にすること。
 - 7 在庫製品の早期処分と部外団体に出品しているものの整理の厳正。

林業試験場 昭和三十六年三月十三日監査
 監査委員 松本利治
 同 荻原治郎
 同 井上善一

一 本機関の職員組織機構は前回同様である。他面各種試験研究調査は、毎年継続中のものに加えて新たに山地の荒廃防止復旧に関する調査等が追加されたけれども当初計画した諸研究、調査は概ね実施してきている。

しかし、過去の監査で屢々指摘しているように、毎年研究職員の役務比重が増加し、これを研究部門別の担当職員数及び研究費等についてみると次表のとおりであつて、このうち担当職員の内業(場内試験、研究調査業務)と外業(現地業務)とに要した実績を前年度のもので検討してみると、外業に要した比率は全体の三割を占め、反面研究資料等の集計事務に毎年延べ六〇〇人程度(アルバイト)の内業資金を要し、なお、かつ試験研究、調査資料の数字的分析、判定、検討等の作業が遅れ勝ちとなつていゝ。もつとも本機関の性

部門別担当職員数等調

(単位千円)

部門別	研究費	職員数		一人当研究費	内業人夫延人員	三十四年度実績	
		研究員	補助者			外業比	内業費
経営部	一、二〇九	三	二	四六	一三八	三四	一〇〇
森林経営	四六	(1)	二	二四七	一九	二二	六六
土壌	四九四	一	一	三三三	八九	三〇	七八
森林經理	三三三	一	一	一六八	四〇	四三	五七
防災	三三六	一	一	二八二	四〇	四三	五七
造林部	一、〇〇八	四	一	二八二	四〇	四三	五七
育苗	二八二	一	一	一一五	一八一	五六	一〇〇
育種	二二〇	二	一	三三七	一八一	五六	一〇〇
森林保護	三四七	一	一	一四九	一八一	五六	一〇〇
特殊林産物	一四九	一	一	二二一	四六七	平均 三〇	平均 七〇
合計	二、二二七	七	三	一〇	四六七	平均 三〇	平均 七〇

格上試験研究の最終的結論を得るには、長年の歳月を要することはもちろんであるが、これらは努めて段階別に早期整理し、斯業の発展に資し得るよう組織運営

の合理化に検討を要し、さらには職員の外業役務等の軽減措置に留意し、内部執行体制の確立を期すべきである。